

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1 現状

(1) 地域の災害等リスク

(山陽小野田市山陽地区の地勢)

山陽小野田市（以下、「当市」という。）の北部一帯は標高 200～300m 程度の中国山系の尾根が東西に走っており、中部から南部にかけては丘陵性の台地から平地で、海岸線一帯はほとんど干拓地となっている。東は宇部市、西は下関市、北は美祢市に接している。

本市は 2005 年（平成 17 年）3 月 22 日に厚狭郡山陽町と小野田市が合併して誕生した都市であり、市の合併後も旧山陽町（以下、「山陽地区」という。）は山陽商工会議所（以下、「当所」という。）が、旧小野田市（以下、「小野田地区」という。）は小野田商工会議所が引き続き所管している。

当所の所管する山陽地区は大きく東西で二つの地区に分けられ、一つ目は民話「厚狭の寝太郎」の舞台となった厚狭川流域を中心として発展してきた厚狭・厚陽・出合地区（以下、「厚狭地区」という。）、二つ目は市西部の海岸平野を中心に発展してきた埴生・津布田地区（以下、「埴生地区」という。）に分けられる。

山陽地区の中央部から南部にかけては、丘陵性の台地から平地で、海岸線一体は一部を除き殆どが干拓地となっている。厚狭地区には南北を縦断する形で厚狭川及び支流の桜川と大正川が流れており、埴生地区には前場川、糸根川が流れ、いずれも平地部を通して瀬戸内海に注いでいる。

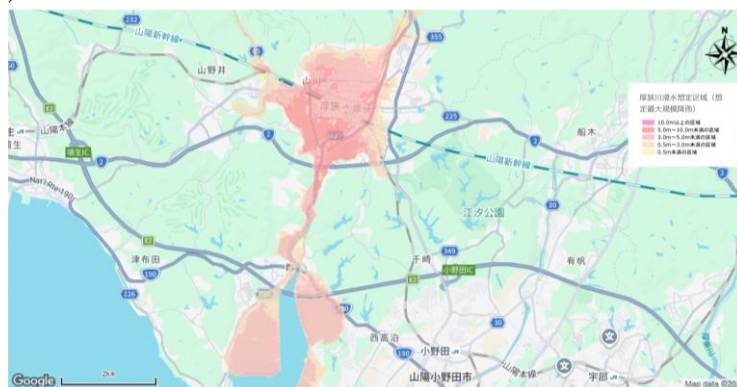
地質は石炭、粘土層を主とする新生代の地質と、砂岩、礫岩など風化しやすい岩石を主とする中生代の地質とその堆積した地質で構成され、埴生、厚陽の沿岸に干拓地が広がっている。北部山地地帯は、安山岩、砂岩を主とする関門層群で、埴生地帯はおおむね花崗岩類で形成され、厚狭盆地を挟むように砂岩系の中に石炭を有する地層が広がっている。

また、当市の中央から南部内陸地帯は、石炭を埋蔵する古第三紀層宇部層群が分布し、南部沿岸地帯は干拓による平坦地で、緩い傾斜をもって海底に入っている。

(洪水ハザードマップ)

当市の厚狭川洪水ハザードマップによると、厚狭川が大雨によって増水し堤防が決壊した場合、当所が立地する厚狭地区市街地地域において最大規模降雨の場合 3 m～5 m までの浸水が想定されている。また、山口県が令和 2 年 10 月に更新した「厚狭川水系厚狭川 洪水浸水想定区域図（下流域）（想定最大規模）」によると JR 厚狭駅の南側地域で最大で 5～10 m までの浸水が想定されている。

2010 年（平成 22 年）の厚狭川豪雨水害による厚狭川の氾濫は山陽地区の中心部である JR 厚狭駅周辺の市街地を中心に半壊 8 棟、床上浸水 446 棟、床下浸水 351 棟と甚大な被害を及ぼした。（当市資料による）



(土砂災害ハザードマップ)

当市の土砂災害ハザードマップによると、山間部を中心に、地滑り等、土砂災害が生じる恐れがある箇所が点在している。

(津波ハザードマップ)

当市の津波ハザードマップによると、南海トラフ巨大地震などによる最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合、沿岸部の干拓地の大半で3 m以上の津波被害が予想されるほか、海岸線に沿った広い範囲に甚大な津波被害が予想される。

(高潮ハザードマップ)

当市の埴生地区高潮ハザードマップによると、既往最大規模の台風を基本とし各海岸で潮位偏差が最大となるよう複数の台風経路を想定した場合に、埴生地区の中心集落と沿岸の干拓地周辺で広く事前に避難を要することとなっている。また、厚狭川周辺地区高潮ハザードマップでは高潮が厚狭川を遡上する可能性があることから厚狭地区中心市街地を含む広い範囲で避難を要する事態が想定される。

山陽地区では1999年(平成11年)の台風18号による高潮により全壊32棟、半壊422棟、一部損壊14棟、床下浸水84棟という甚大な被害が発生した。(当市資料による)

(地震ハザードステーションJ-SHIS)

2024年の地震ハザードカルテによると、地区の中心であるJR厚狭駅(中心緯度、経度: 34.0531N, 131.1609E)において、今後30年にある震度以上の揺れに見舞われる確率は震度6強4.5%、震度6弱18.1%、震度5強55.4%、震度5弱88.2%となっている。

また、山口県が令和8年3月に公表した山口県地震・津波被害想定調査報告書によると南海トラフ巨大地震が発生した場合、山陽地区(埴生漁港)における最高津波水位は3.6m、地震後の海面に+30cmの変動が生じる時間は212分、最大震度は5弱が想定されている。

(特に想定されるリスク)

厚狭地区の玄関口であるJR厚狭駅在来線口(北口)から東に広がる厚狭駅前商店街、本町地区には飲食店、小売店、理美容業など古くからの小規模事業者が点在している。厚狭駅前商店街と本町地区の間を縦断するように厚狭川が流れており、旧山陽道にあたる「鴨橋」が東西に結んでいる。当該地区は前述のとおり豪雨災害による浸水が想定される地域であり、被災後の事業再開が困難になれば地域経済の縮小を引き起こし、街全体の活気とコミュニティの喪失に直結する。

(感染症)

新型インフルエンザ等(感染症)は、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国かつ急速なまん延により、当市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(サイバー攻撃)

業種や企業の規模を問わずサイバー攻撃は、単なる「ITシステムの障害」ととどまらず、企業の存続を揺るがす経営危機に直結する。サイバー攻撃による情報漏洩、ランサムウェアによる事業停止へのリスクへの対策が急務となっている。

(2) 域内の商工業者の状況

山陽商工会議所管内(山陽地区)商工業者数

・商工業者等数 500者(令和3年経済センサス活動調査より)

- ・小規模事業者数 405者（令和3年経済センサス活動調査を基に山陽商工会議所調べ）
（うち事業継続力強化に取り組んでいる小規模事業者（事業継続力強化認定事業者）は6者）

【内訳】

業種		商工 業者数	小規模 事業者数	備考（事業所の立地状況等）
商工 業者	建設業	56	55	地域内に広く分散
	製造業	60	35	厚狭地区に多い
	卸・小売業	127	102	厚狭地区に多い
	サービス業	169	142	地域内に広く分散
	その他	88	71	地域内に広く分散
合計		500	405	

（３）これまでの取組

１）当市の取組

- ・ 山陽小野田市地域防災計画の策定
- ・ 山陽小野田市国民保護計画の策定
- ・ 山陽小野田市国土強靱化地域計画の策定
- ・ 山陽小野田市業務継続計画（BCP）の策定
- ・ 山陽小野田市災害時受援計画の策定
- ・ 防災訓練の実施
- ・ 災害備蓄物資の整備
- ・ ハザードマップの作成及び配布
- ・ 民間事業所等との災害時応援協定の締結
- ・ 山陽小野田市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

２）当所の取組

- ・ 事業者BCPに関する国・県等の施策を周知した。
- ・ 当市が提供するハザードマップを活用した自然災害等のリスクを周知した。
- ・ 事業者BCP策定セミナーを開催した。
- ・ 山口県商工会議所連合会と包括連携協定を締結している三井住友海上火災保険株式会社、東京海上日動火災保険株式会社及び山口県火災共済協同組合と連携して損害保険加入を促進した。
- ・ 事業継続力強化に関するセミナーを開催し、事業継続力強化計画、BCP等の国の施策を周知するとともに、策定の必要性を啓発した。
- ・ 事業者BCPの策定支援、見直し支援として、市内事業者を訪問指導した。
- ・ 商工会議所「サイバーセキュリティお助け隊サービス」を紹介・導入を支援した。
- ・ 当市が実施する感染症拡大防止対策等についての協力
- ・ 防災備品（非常用発電機、ラジオ、救急セット等）の備蓄継続

３）事業継続力強化支援計画の実施状況

- ・ 事業継続力強化に関するセミナー １回
- ・ 自然災害等対策の啓蒙あるいは自然災害等のリスクに対応した共済保険制度の周知として、関連パンフレット等を会報折り込み等により配布 ４回
- ・ 事業者BCPに関する国・県等の施策の周知として、関係リーフレットを会報折り込み、窓口・巡回指導時等による配布 ４回
- ・ 前計画の評価・検証

2 本計画の策定及び実行にあたっての課題と対策

【課題】

- ① 市内小規模事業者の事業継続力強化の取組状況を把握できていない。
- ② 地域の自然災害等リスクについて当所、当市関係部署との間で十分な議論が出来ていない。
- ③ 本計画の実行にあたって、保険・共済や資金繰りに対する助言を行える当所経営指導員等職員の不足、防災・減災等の重要性を周知する専門的な知識の不足といった課題がある

【対策】

- ① 事業継続力強化の取組状況については、経済産業省HPに掲載の事業継続力強化計画の認定事業者一覧や当所会員へのアンケートや聞き取り等で把握する。
- ② 当市商工労働課、当所で年1回の協議会を開催し、本計画における災害リスクや支援の方針を決定する。また、実施状況に応じて適切なタイミングで見直しを行うこととする。
- ③ 保険・共済や資金繰り支援、防災・減災に対する専門的な助言を行う当所経営指導員の不足については、三井住友東京海上保険株式会社、東京海上日動火災保険株式会社、山口県火災共済協同組合、中小機構など他の支援機関等と連携し、セミナー開催や専門家派遣を行う。加えて、当所職員向けに研修や勉強会等を開催し専門知識の習得及び最新情報の収集に努める。

3 目標

- ・ 山陽地区内小規模事業者に対し自然災害等のリスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・ 地域経済圏の中心となる厚狭地区の小規模事業者を面的に支援し、地域経済の機能を維持することで、市内全体の小規模事業者の事業継続力強化につなげる。
- ・ 支援においては、山陽地区内小規模事業者の事業者BCPの策定状況が6者程度と少ないことから、事業者BCPの策定支援に加え、被災時の事業継続力強化に係る取組として、損害保険の加入などリスクファイナンスの取組を促進する。

【成果目標】

- ① 年1者に対して事業者BCPの策定・見直し支援を行う。
- ② 山陽地区全体の事業者BCPの策定を実施期間中に5件
- ③ ②のうち地域経済の中心である厚狭地区の小規模事業者において3件
- ④ 損害保険加入の取組を年20者に対して行う。
- ⑤ 上記目標達成のため、年1回セミナー、説明会を開催する。

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに山口県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

1. 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和8年10月1日～ 令和13年9月30日

2. 事業継続力強化支援事業の内容

(1) 市内小規模事業者の事業継続力強化の取組状況の把握

- ・ 中小企業庁ホームページで公表されている「事業継続力強化計画」認定事業者一覧を確認し、地区内小規模事業者の策定状況を把握する。
- ・ 伴走型補助金等を活用し、市内小規模事業者の事業継続力強化の取組状況を調査・把握する。

(2) 小規模事業者に対する事業継続力強化支援の内容

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・会報や市広報、ホームページ、巡回指導等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険や生命保険、傷害保険等の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・経済産業省 HP に掲載のリスクファイナンス判断シート等を活用し、事業者にリスクファイナンスの考え方を啓発し、自然災害等の災害発生時の資金繰りについて注意喚起する。

HP:https://www.kanto.meti.go.jp/seisaku/chushokigyo/kyojinka/risk_finance_sheet.html

- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

(3) フォローアップ

- ・当市の地区防災訓練への参加を促す。
- ・事業継続力強化計画の見直しを促進するため、(一社)日本中小企業診断士協会連合会の実施する実効性向上支援事業を紹介する。

HP : <https://jigyokei-jikkoseikojo.jp/>

- ・事業者BCPの策定後5年が経過した事業者に対し、巡回経営指導時等に訓練（被災からのシミュレーション含む）・計画の見直しについての指導を行う。
- ・支援した事業者の計画期間を把握し、計画期間終了後の計画の再策定・再申請へつなげる指導を行う。

(4) 知見の共有及び事業継続力の底上げ

- ・当所会報誌などで域内の事業者の事業継続力強化に関する好事例を展開する。
- ・同じ地域や同じ業種など、関連する企業をマッチングし、連携型事業継続力強化計画の策定を支援する。

(5) 関係団体等との連携

- ・山口県商工会議所連合会と包括連携協定を結ぶ三井住友海上火災保険株式会社等、東京海上日動火災保険株式会社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。また、事業者のリスクファイナンスに係るセミナーや相談会を実施する。
- ・単独型事業継続力強化計画の策定にあたって、(独法)中小企業基盤整備機構の専門家派遣制度（ジギョケイ・ハンズオン支援）等を活用し、策定支援を行う。

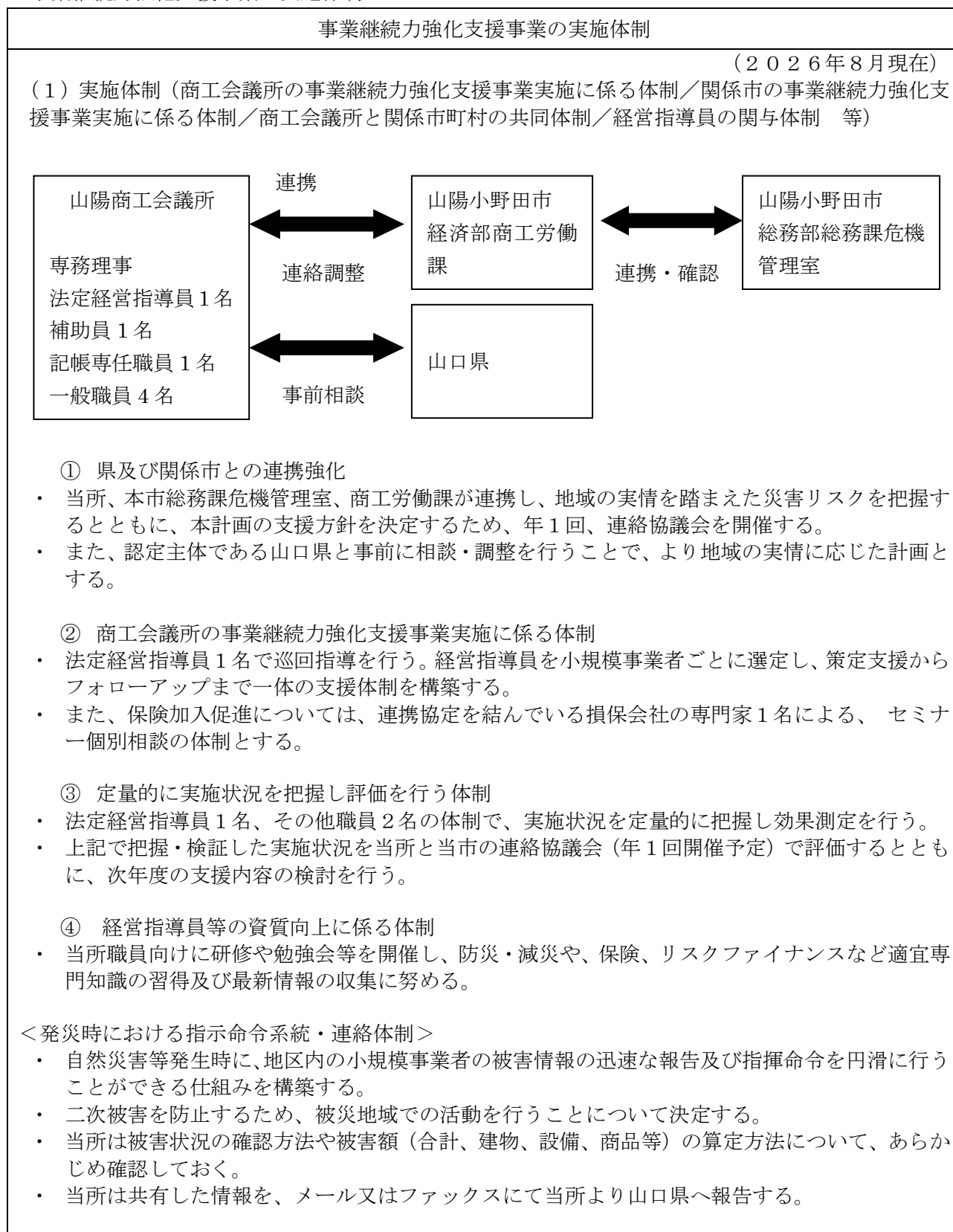
HP : <https://kyoujinnka-handson.smrj.go.jp/>

- ・連携型事業継続力強化計画の策定にあたって、(独法)中小企業基盤整備機構の地域本部の専門家派遣等を活用し、策定支援を行う。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

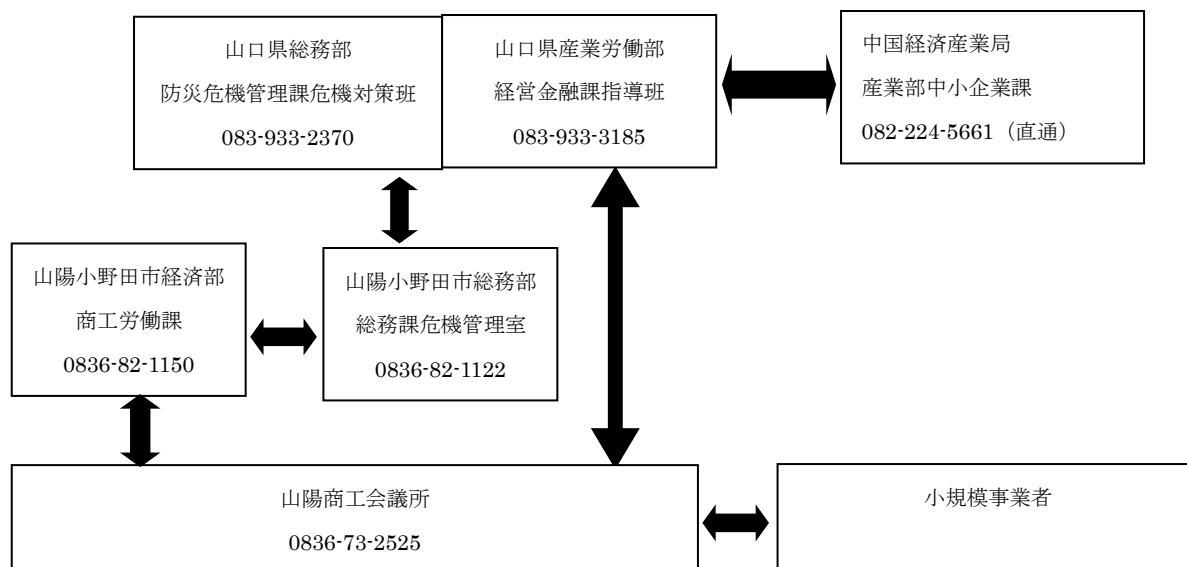
上記内容に変更が生じた場合は、速やかに山口県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



※下図の流れで情報共有又は報告を行う。



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 上田高規 (連絡先は、後述)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・ 本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・ 本計画の取組実施における目標・指標の設定
- ・ 本計画に基づく事業の進捗管理、見直し等フォローアップ

③広域経営指導員の当否

経営指導員 上田高規は、施行規則第2条第2項に規定する広域経営指導員に該当しない。

(3) 商工会議所、関係市連絡先

①商工会議所

山陽商工会議所 中小企業相談所

〒757-0012 山口県山陽小野田市大字鴨庄101番地29

TEL : 0836-73-2525 / FAX : 0836-73-2526

②関係市

山陽小野田市経済部商工労働課

〒756-8601 山口県山陽小野田市日の出一丁目1番1号

TEL : 0836-82-1150 / FAX : 0836-83-2604

山陽小野田市総務部総務課危機管理室

〒756-8601 山口県山陽小野田市日の出一丁目1番1号

TEL : 0836-82-1122 / FAX : 0836-83-2604

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに山口県に報告する。

(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	2027 年度 (令和 9 年)	2028 年度 (令和 10 年)	2029 年度 (令和 11 年)	2030 年度 (令和 12 年)	2031 年度 (令和 13 年)
必要な資金の額	50	50	50	50	50
・ 専門家派遣	35	35	35	35	35
・ チラシ作成費	10	10	10	10	10
・ セミナー開催費	5	5	5	5	5

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、伴走型補助金、山口県補助金、山陽小野田市補助金、事業収入 他

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。